

第 1 1 回 旭市都市計画審議会 議事録

日 時：平成 30 年 11 月 22 日（木）

場 所：旭市役所 3 階委員会室

第 1 1 回 旭市都市計画審議会

会議年月日	平成 30 年 11 月 22 日（木）
場 所	旭市役所 3 階委員会室
出席委員	学識経験者 椎名 正良
	〃 向後 聖児
	〃 島田 和幸
	〃 小関友紀子
	〃 栗栖 新
	旭市議会議員 島田 和雄
	〃 宮内 保
	関係行政機関 橋本 大義
	〃 池尻 勉
	公 募 名雪 博
市 長	明 智 忠 直
事 務 局	都市整備課 課 長 鵜之沢 隆
	〃 副課長 丸山 浩
	〃 副主幹 八馬 裕樹
	〃 主 査 赤松 英基
	〃 副主査 吉田 陽平
	〃 副主査 石毛 善博
傍 聴 人	1 名

旭市都市計画審議会 議事日程

日 時 平成30年11月22日（木）
午前10時～

- 1 開 会
- 2 任命書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 議 題
 - (1) 会長の選出
 - (2) 都市計画審議会について
 - (3) その他
- 6 閉 会

開 会

○司 会

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、これより旭市都市計画審議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます都市整備課の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 任命書の交付

○司 会

それでは、はじめに任命書の交付式を行います。

任命書の交付につきましては、名簿の順に自席へ伺いますので、自席でお待ちください。

・・・任命書の交付 市長・課長・班長・・・

○司 会

続きまして明智市長よりご挨拶申し上げます。

3. 市長あいさつ

○市 長

おはようございます。季節は冬へ向かって一日一日朝晩寒さを感じるような季節となりました。

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この度旭市都市計画委員の改選にあたりまして、皆さま快く委員をお引き受けいただきました。心からお礼を申し上げ感謝するところであります。

旭市も合併してから13年が過ぎ、旭市総合戦略に掲げる「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の将来都市像実現に向けて取り組んでいるところであります。

都市計画においても、一体感のあるまちづくりを進めていくため旭市都市計画マスタープランを策定し、現在、旭地区のみに設定されている都市計画区域を市内全域に拡大することを視野に、都市計画の見直しを進めているところであります。昨年度にこの都市計画審議会で審議いただき、都市計画変更を行いました、旭文化の杜公園の隣では新庁舎の建設が動き出しているところであります。公園と連携し、防災機能など市民の利便性の向上を図りながら、安全安心で暮らしやすいまちづくりを進めていく中で都市計画は重要と考えており、地域の特性を踏まえながら良好な生活環境の形成に取り組んでまいりたいと考えております。今回、審議会委員の就任をお願いした皆様には、日々培われた優れた識見を生かしていただき、様々な角度から審議されるとともに、本市の魅力的なまちづくりについて一層の助言、並びにご尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

4. 委員紹介

○司 会

ここで、本日ご就任いただきました委員の皆様について改めましてご紹介させていただきます。

初めに学識経験を有する方としてご就任いただきました、5名の方をご紹介申し上げます。

椎名 正良 様でございます。(椎名です。よろしくお願いします。)

向後 聖児 様でございます。(向後です。よろしくお願いします。)

島田 和幸 様でございます。(島田です。よろしくお願いします。)

小関 友紀子 様でございます。(小関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。)

栗栖 新 様でございます。(栗栖です。よろしくお願いします。)

つづきまして、市議会議員としてご就任いただきました2名の方。

旭市議会議長 島田 和雄 様でございます。(島田です。よろしくお願いいたします。)

旭市議会 建設経済常任委員長 宮内 保 様でございます。(宮内です。よろしくお願いします。)

つづきまして、関係行政機関の職員としてご就任いただきました2名の方。

千葉県海匠土木事務所 所長 橋本 大義 様でございます。(海匠土木の橋本です。どうぞよろしくお願い致します。)

千葉県海匠農業事務所 所長 池尻 勉 様でございます。(池尻と申します。よろしくお願いします。)

続きまして、公募の委員としてご就任いただきました名雪 博 様です（名雪です。よろしくお願いします）。

ご紹介につきましては以上となります。

つづきまして、当審議会の事務を所管しております、都市整備課担当職員を紹介させていただきます。

都市整備課長の鶴之沢でございます。本日はよろしくお願いいたします。

都市計画班の八馬と申します。よろしくお願いいたします。

同じく都市計画班の赤松と申します。よろしくお願いいたします。

同じく都市計画班の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

改めまして、よろしくお願いいたします。

それではここでお手元の資料をご確認いただきたいと思います。お手元の審議会資料のうち、旭市都市計画審議会条例をご覧ください。旭市都市計画審議会条例第4条の規定により、「審議会の会議は会長が招集し、議長となる」とありますが、本日は委員を任命させていただいたところで会長が不在ですので、会長が選出されるまでの間、恐縮ですが事務局により進行させていただきます。

5. 議案審議

○司 会

それでは議事に入らせていただきます。

議題1、会長の選出。

先ほどの条例、第3条1項をご覧ください。会長につきましては、「学識経験を有する者につき任命された委員のうちから、委員の選挙により定める」とされております。御はかりいたします。会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。

・・・「はい（挙手）。指名推選ではいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。」・・・

（ 委員より ）

ただいま指名推選というご意見がありましたが、いかがでしょうか。

・・・「異議なし」・・・

ありがとうございます。それでは指名について、ご意見ございますでしょうか。

・・・「はい（挙手）。椎名委員さんをお願いできたらと思います。いかがでしょうか」・・・

（ 委員より ）

ただいま 椎名委員を会長にというご意見がありました。いかがでしょうか。

・・・「異議なし」・・・

それでは、皆様ご異議がないようですので、椎名委員に会長をお願いしたいと思います。椎名委員、いかがでしょうか。

・・・「皆様にご推薦いただきましたので、慎んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。」・・・

（ 椎名正良委員 ）

ありがとうございます。

それでは椎名会長、中央のお席へ移動をお願いいたします。

それではここで椎名会長より一言、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○会 長

ただいまこの会の会長にご推薦いただきました椎名でございます。都市計画審議会の会長という重責を私のようないたらぬものがお引き受けすることにあたり、この任を十分に果たせるかどうか不安でございます。しかしながら委員の皆さんのご指導ご協力をいただきまして、機能的で安全な住環境を兼ね備えたすばらしい旭市のまちづくりを進めていく上での審議会となりますよう努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司 会

ありがとうございました。

これより会長が議長となります。それではこれ以降の議事につきまして、椎名会長、進行の方、よろしくお願いいたします。

○会 長

それでは議事に入らせていただきたいと思います。その前に、会長職務代理者については、会長の指名となっておりますので、私の方から指名させていただきます。

職務代理者に、向後委員さんを指名させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

それでは向後委員さん、よろしくお願いいたします。

(向後委員了承)

○司 会

大変恐縮に存じますが、市長はここで退席いたします。よろしくお願いいたします。

(市長退席)

それでは議事に入ります前に、事務局からお断りをさせていただきたいと思います。

本日の審議会につきましては、旭市審議会等の公開に関する要綱第3条により公開するものとなっております。本日傍聴の希望者がおりますので、ここで入室をしていただきます。

・・・傍聴人入室・・・

傍聴人の方をお願いいたします。

傍聴要領に記載のとおり、会場での写真撮影、録画、録音等を行わないようにご注意事項。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、会議の進行を妨げることがあった場合には、退場していただくこともありますので、ご注意ください。

では会長、議事進行よろしくお願いいたします。

○会 長

それでは改めまして本日の議題といたしまして、議題2 都市計画審議会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

都市計画班の吉田と申します。議題2について都市計画審議会についてということですが、これに加えて現在の旭市の都市計画の状況も併せてご説明させていただきたいと思います。説明資料はパンフレットを2部ご用意してございますが、「旭市のまちづくり」というパンフレットを用いて説明を進めさせていただきます。

では3ページをご覧ください。旭市が目指す都市計画によるまちづくりがそもそもどういったものかと言いますと、このページ中段に記載の都市計画マスタープランとありますが、旭市では平成22年3月に旭市都市計画マスタープランを策定しています。この中で目指すべき将来の都市像をわかりやすく描きながら、実現に向けた方策や施策を明らかにしています。

市の目指す都市の将来像は、旭市は南に海、北には広大な田園地帯が広がっており、このような本市の特徴である自然環境を市の魅力として活かしながら、住民が質の高い生活を展開できるように、かつ高生産性の生産活動が行われるように周辺環境と調和した都市形成を目指すといった内容としています。

4ページご覧ください。ここでは旭市の都市計画をツリー状にして表していますが、この都市計画マスタープランという都市計画の基本方針の中で、どのように土地利用を図っていくかということ。それと、どのような都市施設を配置していくかということを中心に2つのポイントとして掲げています。

ではポイントとなる旭市の土地利用が今現状どのようになっているかについてですが、5ページご覧ください。都市計画法に基づくまちづくりは都市計画区域という区域の中で展開されていくことになるんですが、今はもともとの旭市、旭地区のみがこの区域となっています。冒頭市長の挨拶にもありましたけれども、今後市全域を都市計画区域にということで事務局としても考えております。このページに都市計画区域の説明がありますが、人やものの動き、まちの発展を見通し、一体のまちとして総合的に開発・保全していく地域ということで、旭市合併して13年たちますので、そろそろ都市計画によるまちづくりを一体的に考えていきたいというように考えています。

このページの図をご覧ください。赤線内が都市計画区域ですが、このなかで色塗りのされている箇所がございます。ここは用途地域という地域が指定されている場所です。用途地域は同種の建築物を集約することで、それぞれの用途のところで効率的な環境が確保されるというものです。たとえば住居系であれば、安全な生活環境が確保され、工業系であれば思い切った生産活動が出来るという考え方のもと、市では旭市の中心市街地とされる旭駅周辺と干潟駅周辺にこのように用途を設定しています。

6ページをご覧ください。それぞれの用途地域についての説明になっているんですが、旭市は6種の

用途地域を指定しています。住居系2種、商業系2種、工業系2種の計6種類となっています。

次に8ページをご覧ください。ポイントの2つ目の都市施設についてです。都市施設は市民の皆さんが健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を営むために欠くことのできない施設ということで、将来のまちをつくっていく上で非常に重要なまちの骨格となるような施設です。

現在の整備状況ですが、まず都市計画道路につきましては、都市計画決定した路線が13路線ありますが、その内整備されたものは7路線となっています。

次に9ページの都市公園ですが、都市計画決定した公園18箇所ございまして、開設公園がパンフレットでは11箇所になっていますが、昨年都市計画公園の変更をかけました。天神公園と日の出山公園の追加、それと文化の杜公園を庁舎建設の関係で面積を変更するというので、3つの公園の追加・変更ということで都市計画決定しております。

その内日の出山公園が今年の7月に開設しておりますので、現状としては12箇所の公園を開設しております。

つづきまして10ページです。あとは下水道・汚物処理場・火葬場、こういったものも都市施設として都市計画決定して、事業化して運営しているものとなります。

ここまで、非常に簡単ではございますが、旭市の都市計画の状況についてお話しさせていただきました。

つぎに審議会のお話をさせていただきたいと思いますが、都市計画法によりその権限に属された事項、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議させる為、市に置かれた附属機関であるとされています。その設置につきましては、都市計画法第77条の2及び、今回お手元にもお配りしました旭市都市計画審議会条例、これを設置根拠としています。

次に都市計画審議会の中で、主に審議いただき内容についてですが、大きく3つございます。1つは市の都市計画決定に関する事項を審議いただくこと。市の都市計画決定の内容ですが、先ほど説明させていただいた用途地域の設定や、規模にもよりますが都市施設の計画がこれにあたります。

審議いただく内容2つ目ですが、県が都市計画決定する場合についてです。県の都市計画決定の内容は都市計画区域の見直し等々についてでございます。

最後に都市計画マスタープランを策定する時にその内容を審議いただきます。

以上3つが、主に都市計画審議会において審議いただく内容となっております。ここでパンフレット12ページをご覧ください。審議いただいてから最終的に都市計画決定するのですが、このページでは都市計画決定までの流れをざっくりと図示しております。都市計画の内容を審議会に諮る前に、公聴会や計画案の公告縦覧で広く市民の皆さんにお知らせして、案の内容に対して意見を出していただいて、その意見がまとまって、最終的な案のたたき台について市から旭市都市計画審議会に諮問し、意見をいただく。その意見を基に都市計画決定が成されるという流れになります。

審議員の皆さんの任期なんですが、資料としてお配りした条例の第2条第3項にあるように、基本的には任期2年、連任は3期までとなっています。任期期間中ですが、今後都市計画変更等がある度に、審議会を開催させていただくことになるかと思いますが、その時には皆様方のお力添えをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○会 長

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。質問やご意見のある方は発言をお願いいたします。

○委 員

今の説明の中で伺いたいことが一点ありまして、8ページの道路ですね。道路の中で旭駅前線ですか、整備率が52.2%と書かれているのですが、100%整備されているものと思っていたんですけども、この点について伺いたいのですが。

○事務局

はい。この旭駅前線は旭駅から南側に下りてきます。そして県道と交差する箇所までは整備が済んでいるんですが、そこから南が整備されておりません。居住者の土地建物など財産がからんできますので、なかなかそこから先の事業化は難しい状況にあります。

○委 員

どこまで整備する計画ですか。

○事務局

・・・・・・都市計画図を見せて説明。・・・・・・

○委 員

この辺りは大分道が狭いですよね。買収にしても。その辺どうなんでしょうか。

○事務局

これは県・国のほうから、あまり時間の経っている道路に関しては見直しをなさいというご指導も頂いておりますので、今後都市計画の見直しに都市施設の見直しを含めてやっていきたいと思っています。

○委 員

その通りは通学路だと思うんですよ。そこを通り激しくして、子どもたちが逆に危なくないのかなと思うんですけど。

○事務局

基本的には街路って言う道路構成を持っていますので、おそらくそれなりの幅員となって、両側歩道という計画となりますので、その辺の交通安全は配慮して計画していきたいと思います。

○会 長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。無いようでしたら議題２「都市計画審議会について」は以上といたします。

次に議題３「その他」ですが、はじめに事務局のほうで何かありますか。

○事務局

都市計画班の八馬と申します。事務局より１点ご報告させていただきます。みなさんお手元にあるパンフレット２つほど本日ご覧になっていただきました。市長冒頭に言ったように、都市計画の見直しという大きな目標を掲げてます。ただ残念ながら市民の方々、都市計画だとか都市整備という理解が得られないという事で、一昨年から各地域の区長さん、農業委員の方々、それと最近では東総工の学生さんにお手持ちのパンフレットを用いて説明会を実施してまいりました。それと来月には、椎名会長、宮内議員、小関委員のご尽力をいただきまして、商工会の役員の方に説明会する予定です。今後とも一人でも多くの方に知っていただきたいということで、説明会を継続してやっていきたいと思いますので、皆さまのご協力の方よろしくお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

○会 長

はい、他に皆さんございませんでしょうか。

(意見無し)

6. 閉 会

○会 長

それでは無いようでございますので、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして旭市都市計画審議会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労様でした。